

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	26	299	△273	△91.3
うち 出 資	26	299	△273	△91.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	626	△626	皆減
うち 国内債	—	626	△626	皆減
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	26	925	△899	△97.2

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	2,813	2,787	26	0.9
うち 出 資	2,813	2,787	26	0.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	50	50	—	0.0
うち 国内債	50	50	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,863	2,837	26	0.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		34	955	△921
(内訳)	支援事業体への出融資	34	955	△921

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		34	955	△921
(財源)	財政投融资	26	925	△899
	財政融資	—	—	—
	産業投資	26	299	△273
	政府保証	—	626	△626
	自己資金等	8	30	△22
	政府保証（5年未満）	3	30	△27
	その他	5	—	5

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における交通や都市開発の事業は、中長期的にはリターンが見込まれる一方で、長期にわたる整備・運営段階のリスクがあり、現地政府の影響を受けるという特性を有する。このため、民間企業のみでは参入が容易でなく、現時点では、我が国の事業者がこれらの分野で海外においてプロジェクトを運営するという実績が依然として少ない状況にある。

(株)海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）はこのような市場に飛び込む民間企業を後押しし、現地事業体への出資と事業参画による支援を行うことによって、我が国事業者の当該市場への参入を促進しようとするものである。

このような役割分担がなされ、機構が現地事業体に出資することから、公的金融機能として、民間では担えないリスクを負担し、プロジェクトの事業性の向上をもたらすことで、民間資金を誘発する効果が期待される。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、民業補完性を確保しつつ、民間企業と共同して、この分野の特性に対応した「出資」と「事業参画」を一体的に行うこととしている。また、補完性の原則への適合性を担保するため、個々の案件について、検討の初期段階から、民間企業のみによる出資の可能性についても確認するほか、(株)国際協力銀行及び(独)国際協力機構をはじめとする他の公的機関との間で十分に連携し、適切な役割分担の下で支援を行うこととしている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

機構からの出資は、民間企業から支援対象事業体に対する出資等の資金供給が行われると見込まれることを条件とし、民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこととしている。

機構による資金拠出を通じて、民間からの資金供給を促し民間事業者が主体的に事業運営を実施すること、また投資事業先の収益を、道路事業等における利用者料金や都市開発事業における賃料等として受益者が負担することで、租税負担の抑制が図られている。

＜償還確実性又は収益性の確保＞

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構の収入源としては、中長期における収益が見込まれる交通事業や都市開発事業からの配当収入及び出資持分の売却収入を想定しており、収益可能性・償還可能性を有すると見込まれる。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度は、相手国側の事情等で進捗が遅れた大型案件等があり52.9%の運用残率となった。

令和5年度の多額の損失計上を踏まえて、機構の役割、在り方、経営改善策等について、有識者委員会において検証・検討することとし、その結果が出るまでは、新規支援決定を見合わせることにしている。令和7年度の要求においては、既に認可を受けた既存案件に係る現地事業体への出資等に必要な額を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	1,009 億円	539 億円	575 億円
運用残率	93.6 %	46.1 %	52.9 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

＜その他＞

6. 上記以外の特記事項

該当なし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

(事業名：海外の交通・都市開発事業への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、海外の交通や都市開発の事業に対し、民間企業と共同して現地事業体へ出資を行うことにより、これら分野の特性に対応したリスクマネーを供給するとともに、支援対象事業における収益性、採算性を確保するため、出資者として事業参画を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構において、既に認可を受けた既存案件に係る現地事業体への出資等に必要な額として、令和7年度においては26億円を要求している。既存案件の実需に即した必要な額であり、抛出の蓋然性は高い。

(3) 見込まれる収益

機構の収入源としては、長期的に収益性を見込める交通や都市開発の事業からの配当収入及び出資持分の売却収入等を想定しており、収益可能性を有すると見込まれる。2023年度の黒字事業は13事業あり、7事業から配当を受領しており、配当受領済み案件は増加傾向。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

インフラ海外展開については、民間企業の経営判断を前提としつつ、国としても後押しをすることとしている。この方針にふさわしい推進体制として、機構からの出資は、民間企業から支援対象事業体に対する出資等の資金供給が行われると見込まれることを条件とし、民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこととする（ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りではない。）。2023年度までの実績として、民間企業からの出融資額は約4,600億円と、民間資金の動員に寄与している。

2. リスク管理体制

イ 機構からの出資に当たっては、個別案件毎に(1)民間との共同出資、(2)客観的な調査、(3)機構に設けられる委員会による支援決定、(4)国による認可等を行う

ことにより、個々のプロジェクトの長期における収益性の確保に万全を期すこととしている。

- ロ 将来の収益性低下のリスクを軽減するため、国別・セクター別・通貨別等での残高を管理し、投資収支の評価を行うこととしている。また、ポートフォリオの残高（国別・セクター別・通貨別等）については毎四半期、ポートフォリオの投資収支については毎年、取締役社長、取締役会及び委員会に報告する。さらに、ポートフォリオ管理にあたっては、個別案件の長期収益性（支出に対する収入の比率）及び機構全体の長期収益性がいずれも 1.0 倍超となることを目指すこととしている。

- ハ 投資対象事業の進捗状況や経営・財務状況を把握するため、客観的・定量的な指標に基づくモニタリング基準を設定し、モニタリングを実施している。加えて、モニタリングの実施にあたっては、パートナーとの定例報告会や現地出張等を通じ、継続的に情報を把握することに努めると共に、建設関係全般や環境社会配慮に係るレビュー及び助言を目的とする建設管理ユニットを設ける等、モニタリング体制の拡充を実施している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

為替や資材価格高騰の影響により、当初の想定よりも現地事業体への出資等に関する額が上振れすることで、産業投資と自己資金では賄いきれない場合に、一時的に必要となるつなぎ資金の財源として、政府保証借入を想定している。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

令和7年度に想定されている現地事業体への出資等に必要な額を基に、為替変動等を勘案しつつ、必要な要求額としている。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外交通・都市開発事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和7年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」を踏まえ、行うものである。

経済財政運営と改革の基本方針 2024

～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

(令和6年6月21日閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

(1) D X

デジタル技術の社会実装を通じて新たな価値・サービスを生み出すとともに、D Xの中で蓄積されるデータを活用しデータ駆動型社会を構築することにより、国民一人一人がその恩恵を実感できる社会をつくる。そのために、地方公共団体や民間事業者と連携する。公的基礎情報のデータベースの整備・利用促進、事業者向け共通認証システムの普及・拡大を図り、行政手続のワンストップ・ワンズオンリー化を可能とする。

(省略)

(A I・半導体)

(省略)

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、A I・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。

(省略)

(2) G X・エネルギー安全保障

エネルギー安全保障と脱炭素を一体的に推進する中で、産業競争力の強化、新たな需要・市場創出を通じた成長フロンティアの開拓を図り、強靱な経済構造を構築することを目指す。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)という目標を踏まえ、官民協調による10年間で150兆円超のG X関連投資を推進しながら、2024年度中を目途に、「G X国家戦略」を策定するとともに、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を改定する。サーキュラーエコノミー(循環経済)の実現に取り組む。

(省略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) スタートアップの支援・ネットワークの形成

イノベーション創出や生産性向上の牽引役であり、新技術の社会実装による社会課題解決の担い手でもあるスタートアップが絶え間なく生み出され、成長していくエコシステムを構築する。

スタートアップを担う人材の育成や国内外のネットワーク構築のため、若手人材の発掘・育成、女性起業家の支援、アントレプレナーシップ教育の充実、起業家の海外派遣等に取り組む。スタートアップの海外展開を促すため、海外での展示会への参画、グローバル・サウスへの展開等を支援する。海外からの投資を呼び込むため、「スタートアップ育成5か年計画」に基づく取組の海外への発信を強化する。地方でのスタートアップの活性化のため、地方企業と大都市圏の人材のマッチング、拠点都市におけるスタートアップのエコシステム形成の取組を強化する。世界最先端のスタートアップ創出拠点として、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化を進める。そのフラッグシップ拠点は、海外トップ大学との有機的連携や優秀な研究者の招へい、交換プログラム等による最先端の研究機能を備え、インキュベーション、知財・法務等の面での支援も行う。同拠点をハブとして、内外のスタートアップ間の連携を強化することにより、グローバルネットワークを構築する

(省略)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版

(令和6年6月21日閣議決定)

Ⅳ. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. スタートアップ育成5か年計画の実行

(省略)

今後は、裾野が広がりつつあるスタートアップを大きく育成し、投資額についても目標に向けて着実に進捗させるべく、レイター期のスタートアップへの資金供給の強化、非上場株式のセカンダリー市場の整備、上場後のスタートアップの成長支援、オープンイノベーション・M&Aの促進、ディープテック・スタートアップ支援、海外展開支援等を更に進めていく。

(省略)

Ⅴ. 投資の推進

2. DX

社会課題解決、産業発展を加速させるべく、官民による集中的な投資によって、デジタル基盤の社会実装を進める。

(省略)

4. 半導体投資

(省略)

この機を捉え、TSMCやラピダス株式会社における投資を始めとするAIの高度化と消費電力削減の最適化の実現に必要な最先端半導体等の「成長けん引領域」、有志国と協調・役割分担しながら技術優位性・供給能力を確保することが求められるメモリ・センサ・パワー・装置・材料等の「経済安全保障上の最重要領域」に対して、重点的な支援を行う。

(省略)

Ⅵ. GX・エネルギー・食料安全保障

1. GX・エネルギー

中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化を図る上で今後重要なのは、安定的で強靱なエネルギーである。エネルギーの輸入によって海外に数十兆円が流出している現状は変えなければならない。エネルギー安全保障が確保され、脱炭素につながり、競争力強化に貢献するエネルギー構造に転換していくための国家戦略の策定・実行が不可避である。本年度中を目途とするエネルギー基本計画改定に向けて、議論を集中的に行う。さらに、同計画の裏打ちとなるGX国家戦略を、昨年のGX推進戦略を更に発展する内容として展開する。

(省略)

(2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大

⑦水素の活用等

(省略)

非化石エネルギー自動車の導入目標の対象拡大に向けた検討を行う。合成燃料(e-fuel)、合成メタン(e-methane)、グリーンLPGガス、国産の持続可能な航空燃料(SAF)を含むカーボンリサイクル燃料については、国際競争力のある価格の実現に向けて、官民が連携して研究開発や設備投資を促進するとともに、需要創出や諸外国との連携、CO2排出に係るルール作り等の環境整備に取り組む。また、産業分野において、円滑な脱炭素化移行に向けた取組を早期に進めるため、将来的なカーボンニュートラルを見越して、天然ガス等のより低炭素な燃料への転換を推進する。2030年までのCCS事業開始に向け、事業者の投資決定を促す支援策について、CCS事業法や昨年12月に取りまとめたGXの「分野別投資戦略」を踏まえ、検討していく。あわせて、森林吸収源対策等を行う。

(省略)

IX. 経済社会の多極化

2. 海外ビジネス投資の促進

経済外交戦略と企業ニーズを連動させ、スタートアップを含む日本企業の海外展開を効果的にサポートするための「経済外交強化のための共創プラットフォーム」を構築する。その中で、在外公館に新設する経済広域担当官も活用し、第三国市場を視野に入れた日本企業と現地企業との連携促進、日本の、特にスタートアップや中小企業が優位性を持つ技術の海外展開支援、政府による日本企業支援メニューの効果的連携強化等を通じて、日本企業の海外ビジネス投資や日本産食品(水産品や酒類を含む)の輸出促進を全面的にサポートする。

(省略)

XI. 新しい資本主義実現に向けた枠組み

4. 官と民の連携

新しい資本主義は、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことによって、初めて実現する。官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

今後、人口減少が加速する下でも、潜在成長率を引き上げ、成長と分配の好循環を実現していくことは、我が国の長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性を確保し、財政の信認を維持する上で重要な基盤となる。経済あつての財政であり、必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。民間の活力を引き出して、経済成長等の成果につなげるよう、ワイズ・スペンディングを徹底していく。

5 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：海外交通・都市開発事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、平成 26 年 10 月 20 日の設立以降、会社としての経営及び運営の基盤を整備し確立するとともに、民間企業から持ち込まれた多くの案件について、精力的に関係者との調整をすすめ、デューデリジェンスを実施し、政策的意義、収益性等の支援基準を踏まえつつ、案件の組成に努めた結果、令和 6 年 3 月末時点で 44 事業について支援決定に係る国土交通大臣の認可を得た。また、今後の支援対象事業の組成のため、様々な取り組みを実施した。

一方で、一部案件について損失を計上した。

こうしたことから、令和 5 年度は経常損失 799 億 25 百万円を計上し、繰越利益剰余金は△954 億 80 百万円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産	流動資産	1 9 6 , 6 2 9 百万円
	固定資産	6 , 5 2 8 百万円
	繰延資産	2 8 9 百万円
	計	2 0 3 , 4 4 6 百万円
○ 負債	流動負債	7 , 0 0 6 百万円
	固定負債	8 , 3 6 5 百万円
	計	1 5 , 3 7 1 百万円
○ 純資産	資本金	1 3 7 , 9 7 3 百万円
	資本剰余金	1 3 7 , 9 7 3 百万円
	利益剰余金	△ 9 5 , 4 8 0 百万円
	評価・換算差額等	7 , 6 1 0 百万円
	計	2 0 3 , 4 4 6 百万円

(2) 費用・収益の状況

○ 費用	営業費用	8 2 , 8 4 8 百万円
	営業外費用等	1 9 0 百万円
	計	8 3 , 0 3 8 百万円
○ 収益	営業収益	3 , 0 7 5 百万円
	営業外収益	3 7 百万円
	計	3 , 1 1 2 百万円
	経常損失	7 9 , 9 2 5 百万円